

第3次名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン策定業務委託に係るプロポーザル実施要項

1 目的

本業務は、現行の名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン計画策定から5年が経過していることから、改めて昨今の社会環境の変化を踏まえ、中小企業・小規模企業に係る基本的な方針、具体的な施策などをとりまとめた第3次名護市中小企業・小規模企業振興ビジョンを策定するため、その応募手続き等について、必要な事項を定めるものである。

2 本業務の概要

- (1) 業務内容：別紙「仕様書」のとおり
- (2) 契約上限額：13,343,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※委託料の上限額を示すものであり、契約額を示すものではありません。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和9年3月12日まで

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（共同企業体等の場合は、構成員全員とする。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。なお、企画提案書類提出後においても、要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 本業務を円滑に遂行するために必要な専門的知識及び業務経験を有する者を従事させるとともに、名護市との事務調整、打合せ等が、迅速・適切に行うことができる体制を構築できること。
- (2) 直近5年以内に市町村の中小企業の振興に係る計画策定等の類似業務の実績があること。なお、アンケート調査、印刷製本等の業務の一部のみを受託した実績は含まない。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

いこと。

(7) 名護市指名停止等事務処理要綱（平成 20 年告示第 93 号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。

(8) 個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税（①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税③固定資産税）を滞納していないこと。

(9) 共同企業体に係る留意点

① 共同企業体とは第 3 次名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン策定業務委託共同企業体協定書（以下「協定書」という。）に基づき、本業務をその構成員が共同で行うものである。

② 共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本業務を適正に履行すること。

③ 申請代表者を定めること（上記提出書類と一緒に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続に係る委任状を構成員ごとに提出すること。）

④ 同時に複数のグループの構成員になることはできない。

⑤ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできない。

4 プロポーザルに関する手続

(1) スケジュール表

現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

項 目	日 程
案件公表（公告）	令和 8 年 7 月 27 日（月）
質問書の提出期限	令和 8 年 8 月 3 日（月）12 時まで
質問の回答	令和 8 年 8 月 10 日（月）
参加表明書の提出期限	令和 8 年 8 月 4 日（火）17 時まで
参加資格確認結果通知の交付	令和 8 年 8 月 10 日（月）までに
企画提案書類の提出期限	令和 8 年 8 月 18 日（火）17 時まで
プレゼンテーション開催日	令和 8 年 8 月 25 日（火）（予定）
結果通知	選定委員会の翌日以降、速やかに行う
契約予定時期	令和 8 年 8 月下旬（予定）

(2) 提出書類

- ① 参加表明書【様式 1】
- ② 会社概要表【様式 2】
- ③ 企画提案提出書【様式 3】
- ④ 業務実績書【様式 4】
- ⑤ 業務執行体制表【様式 5】
- ⑥ 企画提案書【任意様式】
- ⑦ 参考見積書【任意様式】
- ⑧ 全部事項証明書又は登記簿謄本及び各納税・課税証明書（写し可）
- ⑨ 質問書【様式 6】
- ⑩ プロポーザル参加辞退届【様式 7】※参加を辞退する者のみ
- ⑪ 協定書【任意様式】※共同企業体のみ
- ⑫ 委任状【任意様式】※共同企業体のみ

※共同企業体の参加の場合における提出書類は、代表者のみの提出とする。

（ただし、上記②④⑤⑧については構成企業ごとに提出すること）

※各証明書は、3 カ月以内に発行されたものに限る。

配布場所：名護市 地域経済部 商工・企業誘致課（名護市民会館 2 階）

※ 本市ホームページ内からも入手可。

(3) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式 6】を提出すること。なお、質問書の提出期限を過ぎたもの及び口頭による質問は不可とする。

- ① 受付期間：令和 8 年 7 月 27 日（月）から令和 8 年 8 月 3 日（月）12 時まで（必着）
- ② 提出方法：原則としてメールにより担当課へ送付すること。また、メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。
- ③ 回答方法：質問を受けた翌日から数えて 2 日（開庁日）以内にメールにより質問者及び参加表明書を提出した全員又は企画提案資格者全員に対して回答する。なお、質疑内容については、令和 8 年 8 月 10 日（月）までに本市ホームページにて公表する。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を 2 部作成し、提出するものとする。

- ① 提出期限：令和 8 年 8 月 4 日（火）の 17 時まで（必着）

② 参加表明提出書類：別紙 1「参加表明提出書類について」参照

③ 提出方法：担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。

※ 担当課窓口による受付は、9時から17時までの間
(土・日・祝日を除く。)

(5) 参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル応募資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

① 交付日：令和8年8月10日(月)

② 交付方法：郵送(電子メールにて写しを送付)

③ その他：参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に文書により回答するものとする。

(6) 企画提案書類等の提出

企画提案資格者は、②の提出書類を作成し、①の提出期限までに提出するものとする。

① 提出期限：令和8年8月18日(火)の17時まで(必着)

② 提出書類：企画提案書類等(※別紙2「企画提案書類等について」参照)

※ 企画提案書は表紙、目次を除き20頁以内とすること。

③ 提出部数

・原本(企画提案書類一式)：1部(片面印刷)

・副本(企画提案書類一式)：10部(両面印刷)

※ 副本は、企画提案書類一式をファイリングして1部としてください。

※ 提出書類ごとにページ番号を1から記載してください。

④ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。また、電子データはメールにて提出すること。なお、原本、副本及び電子データすべてを①の提出期限までに提出すること。

※ 担当課窓口による受付は、9時から17時までの間(土・日・祝日を除く。)

(7) プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングの実施日は、令和8年8月25日（火）とする。
- ② プレゼンテーション及びヒヤリングの所要時間は、次のとおりとする。
 - ・プレゼンテーション：20分
 - ・質疑応答：15分
 - ・合計：35分
- ③ 説明者については、本業務を担当する管理者とし、プレゼンテーション及びヒヤリングへの参加者は説明者を含む3名以内とする。
- ④ 説明内容については、提出した企画提案書をもとに行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。
- ⑤ プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、企画提案書類の提出時に申し出ることとし、提出した企画提案書をモニターに表示して説明しなければならない。使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。
- ⑥ プレゼンテーションの順番は、企画提案関係書類の受理順とし、指定時間の15分前までに所定の場所で待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。
- ⑦ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒヤリングを傍聴することはできない。

5 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

- ① 本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書類、プレゼンテーション及びヒヤリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者を選定する。
- ② 本プロポーザルの評価検討は、市が設置した「第3次名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン策定業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- ③ 評価項目及び配点は、別紙3「評価項目及び配点について」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点により最優秀候補者とすべきものが2者以上ある場合は、別紙4「全委員の審査得点の合計が同点だった場合」のとおりを選定する。
- ④ 委員会の委員1人につき100点を配点する。また、最低基準点は60点×出席委員数とする。
- ⑤ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀

提案者とする。

- ⑥ 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- ⑦ 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

6 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ③ 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- ④ 本要項「3 本業務の概要」における契約上限額を超える金額で見積額が提案された場合
- ⑤ 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- ⑥ 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- ⑦ その他本要項に違反した場合

7 契約の締結

(1) 優先交渉権について

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングにおいて最優秀提案者に選定された者に対して、本業務の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ② 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉者」という。）が提出した企画提案書類の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者とする。

(2) 契約手続について

名護市随意契約取扱規定（平成 17 年訓令 1 号）に定める随意契約の手続により、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(3) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の 100 分の 10 の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、名護市契約規則（昭和 48 年規則第 19 号）第 26 条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

8 その他

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。
- (3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、市は選定を行う作業や議会報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。
- (4) プロポーザルの結果(参加業者名及びその総合評価点数)は、原則公開するものとする。なお、提出された企画提案書等については、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づき、取り扱う。
- (5) 1事業者当たりの企画提案は、1件までとする。
- (6) 参加表明書を提出した後であっても、辞退届【様式7】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

9 問い合わせ先

〒905-8540 沖縄県名護市港二丁目1番1号

名護市民会館2階

名護市 地域経済部 商工・企業誘致課 商工係

担当：藤原・神山

電話：0980-53-7530

FAX：0980-53-5426

電子メール：shoukoukigyoyuuchi@city.nago.lg.jp